

岩手県告示第214号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成29年3月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 釜石市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 釜石都市計画公園事業6・4・1号鶴住居運動公園
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 平成28年岩手県告示第415号の事業地に釜石市鶴住居町第18地割の一部を加える。
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 平成28年4月19日から平成31年3月31日まで